

家庭ごみ有料指定袋の減免申請受け付けが始まります

環境事業課
☎086-803-1297、1298
FAX086-803-1876

ごみ処理手数料減免対象者に、8月～令和5年7月分の有料指定ごみ袋を配布します。
該当する人は減免申請してください。

※建部地区の人は、建部地区の指定ごみ袋を交付しますので、建部支所での申請をお願いします。

- 要件など** 下表のとおり。2歳未満の乳幼児については、出生または転入時の1回のみでの交付となるので、すでに交付を受けている人は、対象となりません。
※小袋(20ℓ)を配布します。世帯状況などにより小さい袋を希望する人は申し出てください。同枚数の特小袋(10ℓ)を配布します。
(例…小袋150枚を特小袋150枚に交換)
※受け取りの際には、マイバックの持参をお願いします。
- 配布方法** 8月1日(月)から、各申請場所で受け付けを開始します。(3)低所得世帯の場合、申請の約2週間後に審査結果を通知しますので、該当となった場合には通知書を窓口を持参してください。
また、8月1日(月)～31日(水)(土・日曜、祝日を除く)の間、市役所1階多目的ルームに臨時受付場所を設けますので、ご利用ください。ただし(2)生活保護世帯と(4)障害者で紙おむつの支給を受けている人は、管轄の福祉事務所のみでの申請となります。
- 配布枚数** 申請した月から令和5年7月末までの月数に応じた枚数の有料指定ごみ袋を交付します。
- 代理人による申請** (3)低所得世帯の人以外の場合、代理人による申請も可能です(持参品は下表参照)。(3)低所得世帯の場合は、生活状況を確認する必要があるため、原則同一世帯員による申請が必要です。
- 重複申請** (1)～(3)の要件については、重複申請できません。(4)(5)の要件についても同様です。ただし、(1)～(3)の要件のいずれかと(4)(5)の要件のいずれかととは、重複申請できます。

要件	最高配布枚数	申請受付場所	持参が必要なもの
(1) 重度の障害者 ●身体障害者手帳1級または2級の所持者が在宅の人 ●療育手帳Aの所持者が在宅の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の所持者が在宅の人	100枚	●環境事業課 ●各区役所ごみ対策班(東区役所は総務・地域振興課)、各支所・地域センター・福祉事務所	<本人の場合> ●有効な手帳 <代理人の場合> ●対象者本人の有効な手帳 ●代理人の身分証明書
(2) 生活保護世帯	<単身世帯> 70枚 <2人以上世帯> 150枚	管轄の福祉事務所 ※御津・灘崎・瀬戸・建部支所管内は別途お知らせします。	
(3) 低所得世帯 市が定めた基準(生活保護基準相当額×1.05)より低所得の世帯 ※世帯人員、年齢、家賃の額などで異なるため、詳細はお問い合わせください。	<単身世帯> 70枚 <2人以上世帯> 150枚	●環境事業課 ●各区役所ごみ対策班(東区役所は総務・地域振興課)、各支所・地域センター・福祉事務所	●世帯員全員の前年中の収入状況を確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書(控)、年金支払通知書、雇用保険受給資格者証など) ●家賃などを必要とする世帯については、家賃が分かるもの(賃貸契約書など)
(4) 障害者で紙おむつの支給を受けている人 岡山市障害者日常生活用具給付事業に基づき紙おむつの支給を受けている人	150枚	●管轄の福祉事務所	<代理人の場合> ●代理人の身分証明書
(5) 要介護者 ・介護保険法で規定する要介護4または5で在宅の人 ・介護保険法で規定する要介護3で紙おむつを使用している在宅の人	150枚	●環境事業課 ●各区役所ごみ対策班(東区役所は総務・地域振興課)、各支所・地域センター・福祉事務所	<本人の場合> ●有効な介護保険証 <代理人の場合> ●対象者本人の有効な介護保険証 ●代理人の身分証明書 <要介護3の場合> ●紙おむつを使用していることが確認できる書類(レシートなど)

低所得世帯の基準例

※カッコ内は世帯員の年齢

世帯状況	基準月額
高齢単身世帯(68歳)	75,275円および家賃(上限あり)
高齢2人世帯(78歳と72歳)	117,852円および家賃(上限あり)
子どものいる世帯(33歳と29歳と4歳)	149,027円および家賃(上限あり)